

平成 2 3 年度

国の施策等に関する提案・要望

結 果 調 べ

(平成 2 2 年 1 1 月 1 6 日実施分)

平成 2 3 年 1 月 2 1 日

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

平成23年度国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

〔平成22年11月提案要望分〕

番号	項目	所管省庁	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	地域主権の確立に向けた体制の整備について 【企画部】	総務省 内閣府	<p>「地域のことは地域で決める。活気に満ちた地域社会をつくる。」という地域主権の確立に向けて早急に次の体制整備を行うこと。</p> <p>○国と地方の二重行政の解消と地域の実情に応じた行政サービスの提供を行うために、国の出先機関は原則廃止し、地方にできることはすべて地方に移管すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介は、地域の実情に応じて行うことが求められている。ハローワークは地方に移管すること。 ・地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきである。ポリテクセンターは地方に移管すること。 ・地方への移管は、「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで行うこと。 	<p>○国の出先機関原則廃止については、平成22年12月28日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定された。</p>
<p>○ 出先機関改革のアクションプランの主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークは、国と希望自治体とで運営協議会を設置するなどして、国による無料職業紹介や地方による福祉の相談業務などを一体的に実施する。その際、国は地方自治体からの特区提案にも誠実に対応することを基本とし、国と地方で協議して具体的な制度設計を行う。 <p>なお、上記一体的な実施は3年程度行い一体的な実施の成果と課題を検証の上、自治体への移譲を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄道路と直轄河川については、一つの都道府県内で完結するものは原則移管する。なお、国と地方とが個別協議を行い、受け皿の法整備が整う前でも積極的に移管を進める。 ・出先機関改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。 <p>○このアクションプランに対し、全国知事会は、ハローワークについては、国と地方の一体的な実施は二重行政を助長することになるため、少なくとも「地方自治体の発意に基づいて選択的・試行的に事務・権限を移譲する方法」を明記することなどを求めている。</p> <p>○ハローワークの移管やポリテクセンター(独)雇用・能力開発機構の移管条件の見直しなどについては、近畿ブロック知事会で「労働行政の地方一元化について」の提言書をまとめ、平成22年12月22日に厚生労働省に対し提言活動を実施するとともに、全国知事会議でも提案を行った。</p>				

		<p>○国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急を実施すること。</p> <p>・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改正を早急を実施すること。</p>	<p>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
		<p>○補助金等の一括交付金化については、地方が地域の実情にあった行政サービスを提供できるよう、国のチェックを事前規制から事後評価にシフトし関与を最小限とするなど、自由度の高い仕組みとすること。</p>	<p>○平成23年度から投資補助金を一括交付金化。</p>

【一括交付金（地域自主戦略交付金（仮称））】

○制度概要

- ・国の平成21年度第2次補正予算において創設された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金5,000億円（都道府県・市町村）」を参考とする。

- ①府省の枠にとらわれず、一括交付金化の対象事業の範囲で自由に充当事業を選択できる（ただし、事業規模等の必要な条件を設ける）。
- ②箇所付け等の国の事前関与を廃止し、事後チェックとする。
- ③客観的指標に基づく恣意性のない配分とする（ただし、条件不利地域等に配慮）。
- ④内閣府に予算計上され、執行に当たっては各府省に移し替えて交付する仕組み。（移し替えにより、結局従来の補助金手続きと変わらない可能性あり。）

<p>○地方が、それぞれの地域の実情に応じた事務の執行ができるよう、地方の自主性・裁量性の拡大に向けた更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。</p> <p>・地域主権戦略大綱において、地方分権改革推進委員会の勧告どおりの実施が約6割に留まり、見直し数として不十分。</p> <p>・地域主権改革一括法案において、施設・公物設置管理基準が条例委任されたとしても、「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」により実質的に政省令で縛られるなど、内容としても不十分。</p>	<p>○地域主権戦略大綱に示された「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（63法律）」についての一括改正法が、次期通常国会に提出される予定。</p>
--	---

			○「国と地方の協議」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、政策の企画立案段階から実質的な協議が行われる、実効性のあるものとする。	○具体的な動きなし。引き続き要望する。
2	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について【総務部】	総務省内閣府	○地方税財源の充実強化と偏在の是正 今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。	
<p>【地方財政対応】</p> <p>○地方財政計画（対前年増減額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税+0.5兆円 ・地方税 +1.2兆円(地方譲与税含む) ・一般財源総額+887億円 ・臨時財政対策債 ▲1.5兆円 ・その他 ▲0.04兆円 ・財源不足額 ▲4.0兆円 <p>○中期財政フレームに基づき、地方一般財源総額が前年度を下回らなかったこと、臨時財政対策債が1.5兆円縮減されたこと、地方交付税総額(特会出口ベース)では対前年4,799億円増とされたことは評価。</p> <p>○一方、地方財政総額の予見性を高める交付税率引き上げが実施されなかったことは引き続き課題として残されたままであり、また、縮減されたとはいえ、毎年財源不足対策として臨時財政対策債の発行に依存せざるを得ない状況は懸念すべきもの。</p> <p>○本県の交付税は、臨時財政対策債を合わせた実質ベースで対前年減となるおそれ。厳しく見積もると▲58億円程度、▲3.4%。</p> <p>○しかし、臨時財政対策債の配分方法が見直され、財政力の弱い地方に配慮した算定方法が導入されたこととあり、巻き返しに期待。いずれにしても、安心できない状況は継続。今後も情報分析を継続し、必要な事項は国に要望していく。</p> <p>○また、中期財政フレームで示された次の2点について、平成23年度予算において実行されたことは評価できる。</p> <p>①公債金について、平成22年度予算水準(約44兆円)を上回らない。 →平成23年度予算において微減。</p> <p>②基礎的財政収支対象経費について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規模を実質的に上回らない。→平成23年度予算において微減。</p> <p>○一方で、地方交付税については、対前年度若干増で維持されたところであるが、公共事業関係費が5.1%程度削減されたことは、インフラ整備の遅れた地方にとっては大きな影響であり、一括交付金と合わせて、今後も情報分析を継続し、必要な事項は国に要望していく。</p> <p>【税制改正】(税制改正大綱(12/16))</p> <p>○地方税財源のあり方 昨年と同様、社会保障制度を支える地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築することが明記された。また、地方税制度における国の過剰な制約を取り除くなど、「自由な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で地方税制度の抜本的改革を検討することも示された。</p>				

引き続き、地方税制の抜本的な改革の早期実現について要望していく。

○ひも付き補助金の廃止と一括交付金化
 一括交付金の制度設計に当たっては、主に次の事項に留意すること。

- ・対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。
- ・一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。

○平成23年度から投資補助金を一括交付金化。

【一括交付金(地域自主戦略交付金(仮称))】

○交付金の規模

- ・初年度となる平成23年度は、都道府県分のみで5,120億円(沖縄振興自主戦略交付金(仮称)を除くと4,799億円)。市町村分は平成24年度から実施(都道府県分、市町村分合わせて1兆円強)。
- ・国土交通省の社会資本整備総合交付金(3,760億円)と農林水産省の農山漁村地域整備交付金(1,090億円)からの移行分が大きなシェアを占める。

○制度概要

- ・国の平成21年度第2次補正予算において創設された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金5,000億円(都道府県・市町村)」を参考とする。

※当該交付金のうち都道府県分は1,945億円で鳥取県配分額は、48.6億円(うち1次配分は、都道府県分は1,800億円で鳥取県配分額は、41.4億円(シェア2.3%))

⇒沖縄振興分を除き、一括交付金の鳥取県配分額をきめ細交付金の1次配分ベースで単純推計すると、本県配分額は110億円程度となる。

○地方交付税総額の復元・増額
 財政運営戦略が策定されたところであるが、プライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わず、地方交付税については交付税率の引上げ等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方の一般財源総額を復元すること。臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

○地方交付税についても、法人税減税影響分等も勘案した別枠加算(0.2兆円)を3年間同額で継続する措置が決定されたことで、地方の減収は回避された。

○地方環境税（仮称）等の創設

地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割やCO₂排出削減の観点等を踏まえ、地方環境税（仮称）や現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車税を創設し、地方の役割に適った地方税源を確保する仕組みを実現すること。

○揮発油税や軽油引取税等の「当分の間」税率は、平成23年度も引き続き維持することが示された。

○地方環境税（仮称）については、化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に、炭酸ガス排出量に応じた税率を約5割上乘せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を段階的に導入することとされたが、地方への譲与の仕組みは次年度以降の検討課題とされた。

○地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ、今後も地方環境税（仮称）の創設、現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車税（仮称）等の創設を国に要望していく。

○法人税減税に伴う地方税収の確保

法人税減税を行う場合は、地方の法人関係税収に影響がないよう措置するとともに、地方に混乱が生じることのないよう配慮すること。

○法人課税の実効税率の約5% [国4.18%、地方0.87%] 引下げに合わせ、中小法人の軽減税率を拡充することとされた。それに伴い、都道府県については課税ベース拡大による増収効果が見込まれる一方、市町村は減収となることから、都道府県と市町村の増減収を調整するために、平成24年度から道府

			県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することが示された。
		○子ども手当の全額国庫負担 平成23年度以降の子ども手当の支給は全額国庫負担とし、国の責任において必要な財源を確保すること。	○平成23年度も継続して、子ども手当を支給。3歳未満は月2万円に引き上げ、3歳から中学生は月1万3千円に据え置いて支給。 ○上積みを含む子ども手当分は、全額国庫負担。旧児童手当相当分については、現在の負担どおり(国、地方、事業主)。
3	県内高速道路ネットワークの早期整備について 【県土整備部】	国土交通省 ○「山陰道」など第一次の高速道路ネットワークのミッシングリンクを早期に解消すること。 ○高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の整備促進を図ること。 ○暫定2車線で供用中の「米子自動車道」の利便性や安全性の向上を図るため、早期に4車線化を行うとともに、無料化社会実験を行い、その経済効果を確認すること。	
<p>○道路整備(国費・全国)</p> <p>22当初:13,357億円 23要求額:13,834億円(対前年比 1.04)</p> <p>23決定額:13,415億円(対前年比 1.00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業 <p>22当初:11,394億円 23要求額:12,204億円(対前年比 1.07)</p> <p>23予算案:11,840億円(対前年比 1.04)</p> ・補助事業 <p>22当初:937億円 23要求額:674億円(対前年比 0.72)</p> <p>23予算案:621億円(対前年比 0.66)</p> <p>○国土ミッシングリンクの解消</p> <p>22当初:3,205億円 23要求額:3,475億円(対前年比 1.08)</p> <p>23予算案:3,376億円(対前年比 1.05)</p> <p>※個別箇所への配分額は年度末までに決定</p> <p>○維持管理に係る直轄負担金の全廃</p> <p>○倉吉関金道路の新規事業採択</p>			

			<p>○社会資本総合整備交付金(地域自主戦略交付金移行額を含む) (国費：全国) 22当初：22,000億円 23要求額：22,000億円(対前年比 1.00) 23予算案：1,299億円(対前年比 0.97)</p> <p>○高速道路無料化社会実験 (国費・全国) 22当初：1,000億円 23要求額：1,500億円(対前年比 1.50) 23予算案：1,200億円(対前年比 1.20)</p>	
4	「境港」の日本海側拠点港選定と重点的な港湾施設整備等について【国土整備部】	国土交通省	<p>○「境港」を日本海側拠点港に選定すること。</p> <p>○「境港」が北東アジアゲートウェイとしての機能をより充実し、さらに日本海側拠点港としての役割を果たすために、重点的な港湾施設整備と必要な規制緩和を行なうこと。</p>	<p>○港湾整備事業 (国費・全国) 22当初：1,655億円 23要求額：1,834億円 (対前年比1.11) 23決定額：1,666億円 (対前年比1.01)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[外港中野地区] 国際物流ターミナル整備事業については、事業化検証調査が実施されることとなった。 ・[外港竹内南地区] 国際フェリーターミナル整備事業(補助事業)については、不明。
5	切れ目のない雇用経済対策の速やかな実行等について【商工労働部】	内閣府	<p>○国の雇用経済対策には、地域の雇用・経済の立て直しに必要な取り組みが盛り込まれていることから、対策に掲げた施策を速やかに実行に移すこと。</p> <p>○新成長戦略の「環境・エネルギー」及び「健康」、「アジア経済戦略」などの成長分野の推進においては、地方の中小企業の競争力を強化し、我が国産業全体の底上げを図るため、地方視点での推進及び施策の積極的な前倒し実施を行うこと。</p>	<p>○「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(H22国補正：5.1兆円)がH22.11.26予算成立。 ⇒これを受けて、鳥取県第二次緊急雇用経済対策(160億円(11月補正))を実施。</p> <p>○「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(9/10閣議決定)のステップ1(H22予備費)、2(H22補正)、3(H23当初予算)により成長戦略の実現を図る。</p>

■次世代自動車関連

○革新的低炭素技術集約産業の国内立地推進（国費・全国）

22予備費 1,100億円 23予算案 71.4億円

・低炭素製品（太陽電池やエコカーなど）のうちCO2削減効果を持つ最先端製品の生産ライン設備投資を支援し、革新的低炭素技術集約産業の国内集約化を図る。

○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（国費・全国）

22当初 124億円 23予算案 267億円

・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等の導入及び充電設備等を設置する者に対する補助。

■地域格差是正関連

・企業の国際競争力強化や雇用下支え等のため、法人実効税率の5%引下げ及び中小法人軽減税率の3%引下げが行われたものの、全国一律の動きであり要望内容は満たされておらず、引き続き要望。

■総合特区制度関連

○総合特区推進調整費（国費・全国）

23予算案151億円（新規）

・総合特区計画実施支援のため、各府省庁の予算制度を活用した上で、なお不足する部分を本経費により機動的に補完。

（提案募集開始）平成23年4月～5月頃予定（指定）7月以降予定

6	消費者行政における市町村の相談業務に対する支援について【鳥取県市長会】	内閣府（消費者庁）	○国の「消費者行政活性化交付金」は、平成24年度までの交付とされているが、有資格者の配置や事務運営に対する財政支援を継続するとともに、交付金の使途については、先行して有資格者を設置した団体に不利とならないよう人件費全体に充当できるよう改善すること。	○具体的動きなし。
7	「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備に係る事業採択について【農林水産部】	農林水産省	○「食のみやこ鳥取県」を推進するため、県内農林水産業団体等が連携して、鳥取自動車道の開通に合わせて平成23年6月にオープンを予定している「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備が促進できるよう、「産地収益力向上支援事業」の採択について配慮すること。	○農水省のH22「産地収益力向上支援事業」に採択。（H22推進事業費）551千円（H22販売拠点施設整備事業費）180,597千円（計）181,148千円
8	戸別所得補償制度の本格実施について【農林水産部】	農林水産省	○実効性、公平性の高い制度設計 ・加入へのインセンティブが働く制度内容とするとともに、加入率の低い地域において加入を強力に推進すること。 ・米の生産数量目標の県への配分については、生産数量目標に即して生産を行った県が不利とならない算定方式に見直すこと。 ○地域の実情に配慮した制度設計 ・生産規模が小さく生産コストの高い地域が不	○米の戸別所得補償交付金 22当初 3,371億円 23予算案 3,320億円 ○水田活用の所得補償交付金 22当初 2,167億円 23予算案 2,284億円 ○推進費

			<p>利とならないよう、地域性を考慮した単価設定を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地資金の都道府県配分においては、自給率向上を支える地域農業の発展につなげるため、十分な予算措置を行うこと。 ・地域水田営農の維持、発展及び転作作物の安定生産を進めるため、担い手加算、団地化加算等を制度に位置づけて実施すること。 ・次年度の農家の営農計画に影響が出ないよう、制度内容を早期に明確化すること。 <p>○円滑な推進のための実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAの位置付けを明確化する等、各県の現状を踏まえた実効性のある体制が可能となるようにすること。 ・農業再生協議会については、統合を必須とせず、各県の実情に即した協議会の運営を可能とすること。 <p>○戸別所得補償モデル対策、米過剰在庫への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の変動部分の交付に当たっては、必要であれば追加の予算措置を行う等により、農家への影響が出ないようにすること。 ・備蓄米の棚上げ方式への転換を、平成22年度に前倒しして実施すること。 	<p>22当初 80億円 23予算案 116億円</p> <p>○(新) 畑作物の所得補償交付金 22当初 0億円 23予算案 2,123億円</p> <p>○(新) 加算支払 22当初 0億円 23予算案 150億円</p> <p>○過剰作付県に対する来年度の生産数量目標の配分は、過剰作付部分を除外して配分されているものの、過去の需要実績を基にして配分しているため、相変わらず過剰作付県に有利な算定方式であり、引き続き要望する。</p> <p>○各交付単価は、全国一律となっており、引き続き要望する。</p> <p>○激変緩和措置を発展的に解消し、地域特産物の振興等に活用可能な産地資金(481億円)を創設。これとは別に、農地の面的集積により、更なる生産性の向上を進める制度加入者の規模拡大部分に交付する規模拡大加算等を別途創設(150億円)。</p> <p>○農業再生協議会については、既設置の水田協、担い手協及び耕作放棄地協の統合を来年度中に実施することを求められているが詳細不明。</p>
9	太平洋クロマグロの資源回復に向けた取組について【農林水産部】	農林水産省	<p>○農林水産省は平成22年度中に「太平洋クロマグロの資源回復計画」を策定することとしており、大中型まき網漁業については、未成魚の漁獲規制を柱とする資源管理措置の手法について検討されている。</p> <p>○本県境港では、6～8月にかけて大中型まき</p>	<p>○具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>

			<p>網漁業で漁獲されたクロマグロの水揚げがあり、地域の基幹漁業となっていることから、急激な規制の導入は地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>○このため、資源管理措置の導入に当たっては、クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、地域の漁業実態に十分に配慮し、漁業関係者の意見を十分踏まえた上で、科学的な根拠に基づく適切な管理方策を検討されること。</p>	
10	農産物集出荷施設の整備に要する財源確保について【農林水産部】	農林水産省	<p>○「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地育成を推進するため、県内農業団体が計画している農産物集出荷施設の整備に必要な財源を確保すること。</p> <p>○特に、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」として今年度補正予算要求中の「食料自給率向上・産地再生緊急対策」についても、十分な予算の確保及び事業実施期間等柔軟に運用すること。</p>	<p>○強い農業づくり交付金 22当初 144億円 23予算案 31億円</p> <p>○引き続き要望する。</p>
11	農林業の就業及び定着促進対策の充実強化について【農林水産部】	農林水産省	<p>○『農の雇用事業』における制度拡充と事業継続 (1) 助成対象者に、I J Uターン者等の円滑な農業就業に必要な基礎技術研修を行う農地保有合理化法人等を追加、又は『農業研修支援事業』（概算要求中）による支援を行うこと (2) 研修支援期間の延長、助成対象経費の見直し及び助成額の引き上げを行うこと。</p> <p>○『経営体育成支援事業(新規就農者補助事業)』（概算要求中）の要件拡大と事業継続及び『就農支援資金（就農施設等資金）』の予算枠確保と必要額の割当 (1) 『経営体育成支援事業』は、就農時期を限定せず、就農後3年以内の者を対象とし、年度初めからの迅速な予算執行に対する配慮をすること。 (2) 『経営体育成支援事業』、『就農支援資金』の予算枠の拡大と必要額の確実な割当を行うこと。</p> <p>○『緑の雇用担い手対策事業』の制度拡充と事業継続 (1) 助成額の引き上げ、研修支援期間の延長及び募集時期の見直し、作業種区分の拡充</p>	<p>○農の雇用事業 (国費・全国) 22当初 21億円 23予算案 18億円 ・要件拡大は認められず。 ・単県で予算措置が必要。</p> <p>○経営体育成支援事業 (国費・全国) 22当初 81億円 23予算案 72億円 就農支援資金貸付金 22当初 9億円 23決定額 6億円 ・要件及び予算枠の拡大は認められず。 ・単県で予算措置が必要。 ・資金は原資の不足が懸念されることから、引き続き国へ要望する。</p> <p>○「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 (国費・全国) 22所要額 9億円</p>

			(特用林産の追加)を行うこと。	23予算案 6億円 <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間を2ヶ月短縮(10ヶ月→8ヶ月) ・作業種区分については詳細不明 ・要求は認められなかったことから、引き続き要望する。 ○平成23年度は単県で予算措置。
12	環太平洋連携協定(TPP)に係る関係国協議について【農林水産省】	農林水産省	○県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度の創設 (1) 農林業における雇用拡大、農商工連携推進のためには、関連産業の育成が必須であり、農林水産物加工業者等が行う規模拡大、新部門導入等に伴う新規雇用に対する支援施策の創設が必要。 ○ TPPは、これに参加することにより、貿易・投資の自由化が図られる反面、国内の農産物が大きな打撃を受け、我が国農業は多大な影響を被るおそれがあるため、交渉参加の検討に当たっては、国内農業の競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論すること。 ○ 国土・県土保全、生物多様性や食の安全の確保、地域文化の継承など、農業が果たしている多面的機能を維持し、将来に向けて農業の継続が可能となる政策を推進すること。	○持続可能な農業を育てるための対策を講じる「食と農林漁業の再生推進本部」を設置。平成23年6月を目安に基本方針を決定、10月を目処に行動計画を策定予定。 ○検討の動向に応じて引き続き要望する。
13	ポリテクセンターの都道府県移管について【商工労働部】	厚生労働省	○ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないように必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること、また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。	○予算案に項目なく、具体的な動きなし。移管条件が規定される法律案が国会において継続審議中であり、引き続き法律案の見直しを国に要望する。
14	職場適応訓練の利用促進について【商工労働部】	厚生労働省	○全国的に利用実績が低下している「職場適応訓練」について、求職者がより利用しやすいものとなるよう、制度の見直しによる利用促進策を検討すること。	○現時点において、制度の見直しについて具体的な動きはなく、今後検討予定とのこと。検討が進まない場合は、再度国に要望する。
15	安心こども基金	厚生労働	○安心こども基金については、基金の延長、	○認定こども園整備事

	の要件見直し等 子育て支援施策 の充実について 【福祉保健部】	省	積み増しが予定されているところであるが、 この際、各種事業について補助率、補助基 準額等の補助要件の見直しを行うこと。 ○その他、放課後児童クラブの補助要件及び補 助基準額等の見直し及び地域子育て支援セ ンターの補助対象要件の見直しを行うこと。	業及び事業費補助に ついて、一定の要件 を満たす保育所型、 幼稚園型にも補助対 象が拡大されるとと もに、年齢要件が緩 和(1歳児以上を受け 入れれば可)された。 それ以外については、 具体的な動きなし。 引き続き要望する。 ○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
16	民生委員・児童 委員及び主任児 童委員の報酬に ついて【福祉保 健部】	厚生労働 省	○民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動 の重要性に鑑み、報酬に係る交付税単価の水 準を上げること。”	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
17	特別医療費助成 事業（地方単独 事業）実施に係 る国庫負担の減 額措置の見直し について【鳥取 県市長会】	厚生労働 省	○特別医療費助成制度を実施しても国民健康保 険事業に対する国庫負担金が減額されること のないよう、見直しを行うこと。	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。
18	子ども手当につ いて【鳥取県市 長会】	厚生労働 省	○平成23年度以降の子ども手当の支給は、全 額国庫負担とし、国の責任において必要な 財源を確保すること。 ○給食の際、市町村が幼稚園・保育園の保育料 滞納分及び学校給食に必要な保護者負担相当 額を事前に差し引いて充当することができる ように法の整備を行うこと。	○平成23年度も継続し て、子ども手当を支給。 3歳未満は月2万円に 引き上げ、3歳から中 学生は月1万3千円に 据え置いて支給。上積 みを含む子ども手当分 は、全額国庫負担。旧 児童手当相当分につい ては、現在の負担どお り(国、地方、事業主)。 ○保育料は子ども手当か ら直接徴収できるよう に、学校給食費につい ては本人の同意により 子ども手当から納付す ることができる仕組み とすることとされた。
19	私立中学校に対	文部科学	○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対し	○具体的な動きなし。

	する就学支援金制度について【企画部】	省	ても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。	引き続き要望する。
20	少人数学級の制度化について【教育委員会】	文部科学省	<p>○少人数学級の推進等を含む新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案を実現すること。</p> <p>○新学習指導要領の円滑な実施のために、当該定数改善計画案に示された年次計画のうち、中学校における少人数学級を平成24年度から実施するよう再検討すること。</p> <p>○地方の財源不足に対応した義務教育費国庫負担金の負担率及び負担内容の見直しと、定数改善により必要となる校舎整備費等の財源措置をすること。</p>	<p>○小学校1年生の35人以下学級を実現 ⇒4,000人の教職員定数を措置 《内 訳》 自然減充当 2,000人 純増 300人 加配定数活用 1,700人</p>
21	人権施策の推進について【総務部】	法務省	○人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立すること。	○平成22年6月22日に法務省が「新たな人権救済機関の設置について(中間報告)」を取りまとめ、公表されたが、その後具体的な進展なし。 引き続き要望する。
22	中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化について【商工労働部】	内閣府(金融庁)経済産業省(中小企業庁)	<p>○平成23年3月31日に期限が到来する「景気対応緊急保証制度(緊急保証制度)」の期間を延長すること。</p> <p>○平成23年3月31日に失効する「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を延長し、中小・零細企業者の資金調達に支障を生じないよう、中小企業者の特性に配慮した金融機関に対する指導・監督を継続・実施すること。</p>	<p>○景気対応緊急保証制度の期限切れ後(来年度)の代替措置として、借換保証の拡充、セーフティネット保証や小口零細保証等の対策を重点化 ⇒単純延長はしない方針でありその詳細は未定。</p> <p>○中小企業者等金融の円滑化法」の1年間延長(～H24.3.31)を金融庁が表明(12/14)。</p>
23	廃棄物焼却施設改良事業への財政上の支援策の充実について【生活環境部】【鳥取県市長会】	環境省	○廃棄物処理施設の基幹的設備の改良に係る循環型社会形成推進交付金の交付要件の緩和を行うこと。	○具体的な動きなし。 引き続き要望する。 ※循環型社会形成推進交付金 22当初：468億円 23予算案：418億円 (対前年比89.2%)